

令和4年度採用

群馬県公立学校教員選考試験問題

特別支援教育に関する科目

受験番号		氏名	
------	--	----	--

注意事項

- 1 「開始」の指示があるまでは、問題用紙を開かないでください。
- 2 問題は、1ページから5ページまであります。「開始」の指示後、すぐに確認してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 4 「終了」の指示があったら、直ちに筆記具を置き、問題用紙と番号順に重ねた解答用紙を机の上に置いてください。
- 5 退席の指示があるまで、その場でお待ちください。
- 6 この問題用紙は、持ち帰ってください。

1 自立活動について、次の(1)～(4)の問いに答えなさい。

- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）に示されている自立活動の目標について、（①）～（③）に当てはまる語句を書け。

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を（①）に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び（②）を養い、もって（③）の調和的発達の基盤を培う。

- (2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）第7章第3の4では、自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、以下のように示されている。文中の下線部について、全人的な発達を促すためにどのような点に配慮するか書け。

なお、解答については「発達」、「進んでいる側面」、「遅れている側面」の3つの語句を使用すること。

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。

- (3) 自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を抽出し、6区分27項目に分類・整理してある。6つの区分名を全て書け。

- (4) 次の表は、肢体不自由特別支援学校高等部生徒Aさんの実態、実態から抽出した指導すべき課題及び自立活動の目標の一部を示したものである。Aさんに対する自立活動の指導内容としてどのようなものが考えられるか、表の内容を踏まえて簡潔に2つ書け。

Aさんの実態	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に準ずる各教科等の目標及び内容で学習している。 ・日常的に全身の筋緊張が強い。 ・移動は、電動車椅子と自走用車椅子を併用している。 ・着替えなどの日常生活動作や書字に時間がかかる。 ・視覚的な処理、絵や図の特徴を捉えたり、形を構成したりすることにおいて困難がみられる。 ・立ちながらズボンの上げ下ろしをすることが特に難しく、排泄を一人で済ませられないことが生活上の大きな課題である。 ・手すりにつかまって立位を保つ学習には小学部の高学年から取り組んでおり、腰が引けながらではあるが3分間程度は立位の保持ができる。
Aさんの実態から抽出した指導すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ・排尿の寸前にトイレに行くことが多い。 ・身体の状態は自覚できているが、自分で筋緊張をゆるめる運動などをする習慣はない。 ・自分でできることでも人に依頼する傾向がある。 ・はさみで切る、定規を使って線を引くなど目と手を協応させた動きが苦手である。 ・手の力に頼ったつかまり立ちをしているため、ズボンを上げ下げする際にバランスを崩しやすい。
Aさんの自立活動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で排泄を済ませるために、L字の手すりでつかまり立ちを保持しながらズボンの上げ下げをすることができる。

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校について、次の(1)～(4)の問いに答えなさい。

- (1) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては、各段階ごとに育成を目指す資質・能力を明確にすることから、小学部は3つの段階、中学部は2つの段階により目標を示している。

各段階の構成を示している下の表中の空欄(①)～(③)に当てはまる語句を書け。

学部及び段階	各段階の内容
小学部1段階	主として知的障害の程度は、比較的強く、他人との(①)に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者を対象とした内容を示している。
小学部2段階	知的障害の程度は、1段階ほどではないが、他人との(①)に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を示している。
小学部3段階	知的障害の程度は、他人との(①)や日常生活を営む際に困難さが見られる。適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。
中学部1段階	小学部3段階を踏まえ、(②)に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との(①)や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容を示している。
中学部2段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の(③)生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

- (2) 学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」とある。

「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている指導の形態を4つ書け。

- (3) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）において、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校国語科の目標及び内容の目標は以下のように示されている。空欄（①）～（③）に当てはまる語句を書け。

1 目 標

（①）による見方・考え方を働かせ、（②）を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。
- (3) （①）で伝え合うよさを感じるとともに、（③）を養い、国語を大切にしているその能力の向上を図る態度を養う。

- (4) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）において、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校国語科「3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、文字に関する事項についての配慮事項が以下のように示されている。

文中の下線部に関して、児童が日常生活の中で片仮名の表記に慣れるために考えられる学習上の工夫を具体例に書け。

ア 2の各段階の内容のうち、文字に関する事項については、次のとおり取り扱うこと。

- (7) 平仮名及び片仮名を読み、書くとともに、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で使うことができるよう指導を工夫すること。

- 3 次の文章は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「4 病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」の一部である。後の(1)～(3)の問いに答えなさい。

4 病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童（生徒）の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に（①）し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の（②）に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) （略）
- (3) (a) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童（生徒）の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 児童（生徒）の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、(b) 教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) （略）
- (6) （略）

- (1) 文中の (①)、(②) に当てはまる語句を書け。
- (2) 下線部 (a) に関連して、例えば、食物アレルギーのある児童生徒が調理実習を行う場合、どのような配慮が考えられるか書け。
- (3) 下線部 (b) に関連して、下の表に示した児童生徒の状況に対応する工夫をそれぞれ具体的に書け。

児童生徒の状況	対応する工夫
【状況1】 運動・動作の障害がある児童生徒 (ただし、工夫には移動場面を除く)	
【状況2】 本を読むことが困難な児童生徒	
【状況3】 病気のため教室に登校できない児童生徒	

4 特別支援学校高等部の教育について、次の (1)～(3) の問いに答えなさい。

- (1) 次の文は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）に示された特別支援学校高等部における教育の基本と教育課程の役割について説明したものである。文中の (①)～(④) に当てはまる語句を書け。

各学校においては、(①) 及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間としての (②) のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や (③) 及び心身の発達の段階等、(④) の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

- (2) 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）に示された、「就業やボランティアに関わる体験的な学習」について、「特別活動」、「総合的な探究の時間」それぞれでどのような学習内容が考えられるか答えよ。
- (3) 次の文は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部情報科の目標である。下線部「情報に関する科学的な見方・考え方」について、「効果的な活用」、「再構成」の2つの語句を使い簡潔に書け。

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、身近にある情報機器の操作の習得を図りながら、問題の解決を行う学習活動を通して、問題を知り、問題の解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

5 視覚障害者、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校について、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、学校教育法施行令第22条の3に示された特別支援学校の対象となる視覚障害者、聴覚障害者の障害の程度についての規定である。(①)～(⑥)に当てはまる語句等を書け。

【視覚障害者】

両眼の視力がおおむね(①)未満のもの又は(②)の視機能障害が高度のもののうち、(③)等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

【聴覚障害者】

両耳の聴力レベルがおおむね(④)デシベル以上のものうち、(⑤)等の使用によつても通常の(⑥)を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

(2) 視覚障害者である児童が具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするための指導上の配慮事項を3つ、簡潔に書け。

(3) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)「2 聴覚障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校」における配慮として、「(2)児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。」とあるが、その理由を書け。

6 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)「3 肢体不自由者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校」の一部である。後の(1)～(3)の問いに答えなさい。

3 肢体不自由者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校

(1) ①体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童(生徒)の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。

(2) (略)

(3) 児童(生徒)の②学習時の姿勢や③認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

(4) 児童(生徒)の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な④補助具や補助的手段を工夫するとともに、(中略)指導の効果を高めるようにすること。

(5) (略)

(1) 下線部①体験的な活動が必要である理由を簡潔に書け。

(2) 下線部②、③について、それぞれ指導の工夫を簡潔に書け。

(3) 下線部④について、次の実態の児童生徒に対してどのような工夫が考えられるか、学習場面を設定し、工夫を具体的に書け。

[実態1] 筆記等の手指を使った動作が困難な児童生徒

[実態2] 音声言語だけでは意思の疎通が困難な児童生徒

科目	特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験番号		氏名	
----	----------------------	-------	------	--	----	--

(4年)

1	(1)	①		②		③	
	(2)						
	(3)						
(4)							

2	(1)	①		②		③	
	(2)						
	(3)	①		②		③	
	(4)						

3	(1)	①		②									
	(2)												
	(3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童生徒の状況</th> <th>対応する工夫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【状況1】 運動・動作の障害がある児童生徒 (ただし、工夫には移動場面を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【状況2】 本を読むことが困難な児童生徒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【状況3】 病気のため教室に登校できない児童生徒</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					児童生徒の状況	対応する工夫	【状況1】 運動・動作の障害がある児童生徒 (ただし、工夫には移動場面を除く)		【状況2】 本を読むことが困難な児童生徒		【状況3】 病気のため教室に登校できない児童生徒
児童生徒の状況	対応する工夫												
【状況1】 運動・動作の障害がある児童生徒 (ただし、工夫には移動場面を除く)													
【状況2】 本を読むことが困難な児童生徒													
【状況3】 病気のため教室に登校できない児童生徒													

科目 目	特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受験 番号	氏 名	(4年)
---------	----------------------	-------	----------	--------	------

4	(1)	①		②	
		③		④	
	(2)	[特別活動]			
		[総合的な探究の時間]			
(3)					

5	(1)	①		②		③	
		④		⑤		⑥	
	(2)						
(3)							

6	(1)					
	(2)	②学習時の姿勢				
		③認知の特性				
	(3)	[実態1] 筆記等の手指を使った動作が困難な児童生徒				
[実態2] 音声言語だけでは意思の疎通が困難な児童生徒						

以下はあくまでも解答の一例です。

科 目	特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験 番号	氏 名	(4年)
--------	----------------------	-------	----------	--------	------

1	(1)	①	主体的 3点	②	習慣 3点	③	心身 3点	9	
	(2)	【解答例】 個々の幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の <u>進んでいる側面</u> を更に伸ばすことによって <u>遅れている側面</u> の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促す。 <div style="text-align: right;">7点</div>							7
	(3)	健康の保持		心理的な安定		人間関係の形成			6
		環境の把握		身体の動き		コミュニケーション 各1点(順不同)			16
(4)	【解答例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ズボンの尻や大腿部に付けた洗濯ばさみを、片手は手すりにつかまりながらもう片方の手で外す。 ・便座の前の手すりにつかまって座り込んだり立ち上がったりを自分が決めた回数行う。 ・椅子や便座に腰かけて、ズボンから出ているすそを自分が設定した時間内で全て入れる。 ・校内のいろいろな形状の手すりや台を使って立ち上がったりを、車椅子に座り込んだりする。 ・自分で記録表を管理し、排泄のタイミングをあらかじめ把握する。 <div style="text-align: right;">各8点</div>							38	

2	(1)	①	意思の疎通 3点	②	生活年齢 3点	③	職業 3点	9
	(2)	日常生活の指導		遊びの指導		生活単元学習		8
	(3)	①	言葉 3点	②	言語活動 3点	③	言語感覚 3点	9
	(4)	【解答例】 日常生活の中で、例えば、学習用具（ノート、クレヨン）や給食の献立（パン、カレー）などを用いて片仮名の表記に慣れたり、日記など児童が繰り返し文を書いたりする機会を意図的に設定する工夫などが考えられる。その際、日常生活で見聞きする言葉について、教室内の掲示物など国語科以外の生活と関連付けた指導を工夫することで、より効果を高めることが考えられる。 <div style="text-align: right;">7点</div>						

3	(1)	①	精選 3点	②	連続性 3点	6								
	(2)	【解答例】 アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替えたり、アレルギーを起こさない調理方法に変更したりする。 <div style="text-align: right;">5点</div>					5							
	(3)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">児童生徒の状況</th> <th style="width: 60%;">対応する工夫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【状況1】 運動・動作の障害がある児童生徒 (ただし、工夫には移動場面を除く) </td> <td> 【解答例】 スイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置などの入出力支援機器等の補助用具を活用する。 </td> </tr> <tr> <td> 【状況2】 本を読むことが困難な児童生徒 </td> <td> 【解答例】 タブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使用する。 </td> </tr> <tr> <td> 【状況3】 病気のため教室に登校できない児童生徒 </td> <td> 【解答例】 病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにする。 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right;">各6点</div>					児童生徒の状況	対応する工夫	【状況1】 運動・動作の障害がある児童生徒 (ただし、工夫には移動場面を除く)	【解答例】 スイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置などの入出力支援機器等の補助用具を活用する。	【状況2】 本を読むことが困難な児童生徒	【解答例】 タブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使用する。	【状況3】 病気のため教室に登校できない児童生徒	【解答例】 病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにする。
児童生徒の状況	対応する工夫													
【状況1】 運動・動作の障害がある児童生徒 (ただし、工夫には移動場面を除く)	【解答例】 スイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置などの入出力支援機器等の補助用具を活用する。													
【状況2】 本を読むことが困難な児童生徒	【解答例】 タブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使用する。													
【状況3】 病気のため教室に登校できない児童生徒	【解答例】 病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにする。													

科目	特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受験番号	氏名	(4年)
----	----------------------	-------	------	----	------

4	(1)	①	教育基本法	3点	②	調和	3点	12	
		③	特性	3点	④	学科	3点		
	(2)	【特別活動】【解答例】 ・学校行事で職場見学や職場体験活動を取り上げたり、生徒会活動、学校行事でボランティア活動を取り上げたりする。 5点							10
		【総合的な探究の時間】【解答例】 ・探究課題の1つとして、職業や進路に関する課題を設定し、ボランティア活動、就業体験活動などを通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動を行う。 5点							
(3)	【解答例】 事象を、情報とその結び付きとして捉え、情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミングやモデル化・シミュレーションを行ったり情報デザインを適用したり等）により、新たな情報に再構成すること。 8点							8	
								30	

5	(1)	①	0.3	3点	②	視力以外	3点	③	拡大鏡	3点	18	
		④	60	3点	⑤	補聴器	3点	⑥	話声	3点		
	(2)	【解答例】 直接体験によって具体的なイメージを形づくったり、体験的な学習などによって経験の拡充を図ったりする。 4点										12
		【解答例】 教師が適時に言葉で説明を加えたり、自ら確認できる情報を用意したりする。 4点										
【解答例】 多くの語彙や多様な表現に触れることができるようにする。 4点												
(3)	【解答例】 聴覚障害のある児童生徒は、聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いことから、書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりすることが必要となるため。 8点										8	
											38	

6	(1)	【解答例】 肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることがある。言葉を知っていても体験が不足しているため意味の理解が不十分であったり、概念が不確であるため。 8点										8
	(2)	②学習時の姿勢	【解答例】 体幹が安定し上肢が自由に動かせるように、いすや机の位置及び高さなどを調整する。 4点								8	
		③認知の特性	【解答例】 ・文字や図の特徴について言葉で説明を加える。 ・読み取りやすい書体を用いる。 ・注視すべき所を指示する。 ・多数の情報が盛り込まれている資料を用いる場合は、着目させたい情報だけを取り出す。 などのうち1つ書ければ正解とする。 4点									
	(3)	【実態1】筆記等の手指を使った動作が困難な児童生徒 【解答例】 ・国語で作文を書く学習において、手で筆記する以外の方法（パソコン入力、音声入力）も選択できるようにする。 8点										16
【実態2】音声言語だけでは意思の疎通が困難な児童生徒 【解答例】 ・朝の会で、絵カードを使用して活動内容を友達に示し、進行する。 8点												
											32	